

大山スキー場運営中長期計画等策定支援業務仕様書

1. 業務名称

大山スキー場運営中長期計画等策定支援業務

2. 業務の背景

近年、国内のスキー場は利用者の減少、気候変動、施設の老朽化、運営人材の不足といった課題に直面している。そのような中、本町の欠かすことのできない地域資源としてスキー場の持続可能で地域貢献度の高い運営形態の確立を図るため、中長期的なビジョンの策定が必要である。また、次期指定管理事業者の公募・選定プロセスの整備を行うことが喫緊の課題である。

3. 業務の目的

スキー場の持続的かつ安定的な運営を実現するために、現状分析、課題抽出、将来予測を行い、町が策定する今後 10 年を見据えた中長期計画策定の伴走支援をすること。

また、次期指定管理者の選定に際して、指定管理内容の方向性及び要件などを検討するための基礎資料を作成することを目的とする。

4. 業務期間

契約締結日から令和 8 年 1 月 31 日まで

※中間報告として指定管理業務にかかる基礎資料を令和 7 年 8 月 31 日までに提出すること

5. 業務内容

中長期計画策定に向けた伴走支援業務及び指定管理業務にかかる基礎資料作成

(1) 現状把握

- ・運営状況、利用者数、収支構造、施設状態の整理
- ・関係者ヒアリング（行政、運営者 等）

(2) 中長期ビジョンの整理

- ・地域振興、観光施策との整合性を含む将来像の構築
- ・ターゲット設定、サービスの方向性、運営体制案の検討

(3) アクションプランの作成

- ・10 年スパンでの段階的な施策案の提示
- ・投資計画、収支見通し、人材戦略の立案
- ・宿泊、飲食業など周辺施設の在り方とスキー場との関わり

(4) 指定管理業務検討にかかる財務分析、運営条件等の基礎資料の作成

(5) 意見交換会等の開催支援

- ・関係者向けの説明会・意見聴取の企画運営支援

6. 秘密保持

- (1) 受託者は、本業務の遂行に関連して知り得た、発注者または第三者の機密情報（業務上の秘密、個人情報、技術情報その他一切の非公開情報を含むがこれに限らない）について、発注者の事前の書面による承諾を得ることなく、第三者に開示または漏洩してはならない。
- (2) 前項の義務は、本業務の契約期間中のみならず、契約終了後も継続して履行するものとする。
- (3) 受託者は、秘密情報を本業務の目的以外に使用してはならない。
- (4) 受託者は、その役員、職員、再委託先その他本業務に従事するすべての関係者に対しても、本条と同等の秘密保持義務を課し、これを遵守させなければならない。
- (5) 万一、受託者が本条に違反した場合は、発注者は当該違反によって生じた一切の損害の賠償を受託者に請求することができるものとする。

7. 成果物

- (1) 中長期運営ビジョン（案）
- (2) 指定管理業務にかかる基礎資料（中間報告時に提出）

8. 実施体制・要件

- (1) 観光・公共施設運営・民間委託制度に精通した専門人材の配置
- (2) 関係者協議に同席し、助言可能な体制の構築

9. その他

- (1) 契約形態：委託契約
- (2) 委託者側は、必要に応じて関係者調整・会場確保等に協力する。